

お互いの「人権」を認め合い、大切に作る心を育てていくために。

# じんけんの風



## Contents.

- 1 「ネットいじめ」と子どもの人権
- 2 高齢者虐待防止について
- 3 えせ同和行為を排除しましょう
- 4 関係機関・グループの紹介  
宮崎県男女共同参画センター
- 5 平成21年度 人権啓発ネットワーク推進事業
- 7 企業と人権・研修用ビデオ貸出ベスト5
- 9 わたしたちの人権講座
- 10 TO YOUR HEART

宮崎県  
人権啓発センター  
だより

vol.9

# 「ネットいじめ」と子どもの人権

## I 学校におけるいじめの概要

平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)の結果によると、本県のいじめの認知件数は205件(小学校51件、中学校59件、高等学校90件、特別支援学校5件)で、千人当たりに換算すると1.61件となっています。これは、全国の6.42件と比べると低い割合ですが、いじめは見えにくいものであり、人権にかかわる重要な問題であるので、どの学校でも、どの児童生徒にもあり得るという危機感をもって学校は対応しています。

## II ネットいじめの現状

近年、パソコンや携帯電話を使ったネット上のいじめが問題視されていますが、同調査によると、本県の県立高等学校におけるいじめの態様のうち、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされた」は、いじめの認知件数全体の23.0%に上っています(平成19年度調査8.6%)。さらに、本県が行った別の調査では、ネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒の多くは、「その後、何もなかった」と回答しており、適切な事後対応がなされていないことがわかりました。

## III ネットいじめ対策推進事業

このような現状に対し、本県では平成21年度「ネットいじめ対策推進事業」を立ち上げ、コンピュータ・携帯電話によるネット上のいじめなどの諸問題に対して、早期発見・早期対応及び未然防止の観点から以下のような具体的な対応策を講じ、問題解決と情報モラルの向上を図っています。

### 1 「目安箱サイト」の開設

平成21年9月1日に学校非公式サイト等におけるネット上のいじめに関する通報窓口「目安箱サイト」(下図参照)を開設し、情報収集を行うとともに、いじめ被害等に関する相談に応じています。

＜トップページのアクセス数＞2,001件(H21.9.1～H22.1.31)

### 2 サイバーパトロール実践協力校による情報収集

サイバーパトロール実践協力校を県内に30校(小1,中20,県立9)指定し、学校非公式サイトやネット上のいじめなどの問題サイト等の情報収集を行っています。

### 3 ネットいじめ対策会議の実施

ネットいじめ対策会議を編成し、実践協力校及び関係機関による連携を強化するとともに、現状把握と対応策の検討を行っています。(年間3回実施)

＜編成員＞

実践協力校、学校政策課、教育研修センター、県警サイバー犯罪対策室、ICT業者、大学院教授、PTA代表等

### 4 教師・保護者向け教育講演会の実施

子どもたちを守る立場にある教職員や保護者が、子どもを取り巻くネット利用の現状と課題を知り、その予防と対策について学ぶ機会とするため、専門の講師による教育講演会を県内4会場で開催しています。

＜平成21年度の受講者数＞県内教職員・保護者 346名

### 5 親と子のインターネット講座の実施

小学生と保護者が、実際にパソコンを操作しながら親子一緒に情報モラル等について学ぶ実践講座を県内10会場で実施しています。

＜平成21年度の受講者数＞県内小学校の親子 215名

# 目安箱サイト

平成21年9月1日(火)に「目安箱サイト」を開設しました。

「目安箱サイト」とは  
ネット上のいじめや学校非公式サイト等に関する相談・通報窓口です。



投稿方法は  
その1 「教育ネットひむか」HP画面上の以下のバナーをクリックする。



その2 パソコン用の目安箱サイトアドレスにアクセスする。  
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>



その3 携帯電話用の目安箱サイトアドレスにアクセスする。  
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/k/>

問い合わせ先 宮崎県教育庁 学校政策課 TEL (0985)26-7238

ネット上のいじめ問題に対しては、保護者や教師など身近な大人が、そして社会全体が関心をもつことが大切です。子どもたちに携帯電話やインターネットの正しい使い方を教え、正しく判断できる力を培い、情報化社会を安全・安心に生きていける力を育てていきましょう！

# 高齢者虐待防止について

## 高齢者虐待とはどのようなことをいうのでしょうか？

高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為をさします。

主に家庭内で発生する事例が多く、潜在化しやすいと言われており、夫・妻、息子・娘など介護負担が重い家族介護者が虐待者になるケースが多いとされています。また、介護者が虐待の自覚がないまま虐待を行っていることがあります。

高齢者虐待は、高齢者の心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、早期発見、早期対応が不可欠です。

## 高齢者虐待の種類とは？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、高齢者虐待を養護者によるもの、養介護施設従事者等によるものとして、以下の5つの分類を定義しています。

### ①身体的虐待

・平手打ちをする、つねる、蹴る、殴る、やけど・打撲をさせる など

### ②介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

・食事の世話をしない、入浴させない、介護、医療のサービスを受けさせない など

### ③心理的虐待

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子どものように扱う など

### ④性的虐待

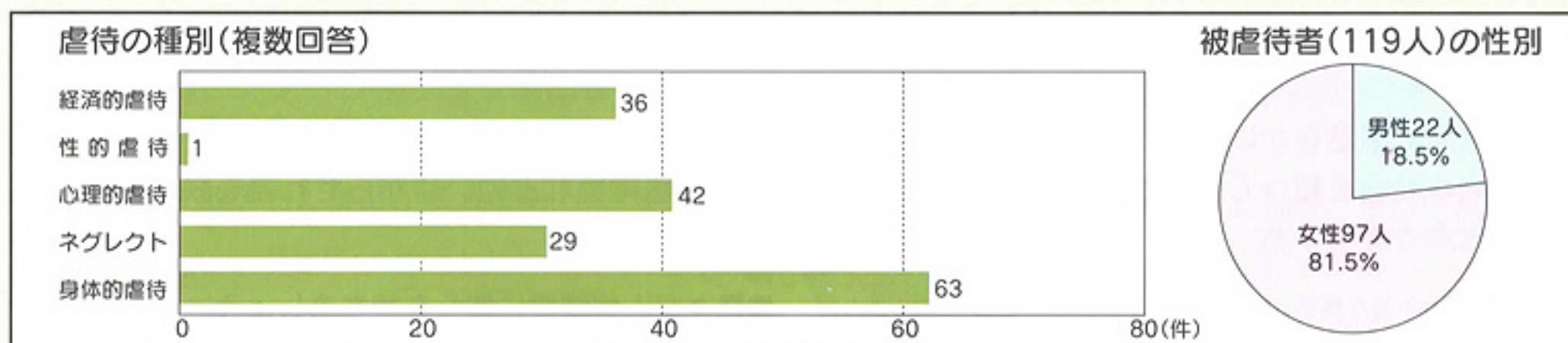
・キス、性器への接触、性行為を強要する など

### ⑤経済的虐待

・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の年金や預金を無断で使用する など

## 本県の高齢者虐待の現状は？

本県では平成20年度に市町村に寄せられた相談・通報件数が合わせて195件となっており、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が114件（被虐待者119名）に上っています。



## 高齢者虐待を発見したら？

高齢者虐待が行われていることに気づいたり、「これは高齢者虐待では」と悩むようなときは、お住まいの市町村の高齢者虐待防止に関する窓口にご連絡ください。

高齢者虐待を防ぐには、介護を必要とする方を抱える家族や高齢者をやさしく見守り、声をかけるなど地域の支え合い・助け合いが大切です。  
みなさんの協力が必要です！

# えせ同和行為を排除しましょう

えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる  
不当な要求や不法な行為などです。

今日みられるえせ同和行為の多くは、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」など、あたかも同和問題に関する差別解消運動の一環であるかのようにみせかけて、高額な図書等の購入を高圧的に迫ったり、寄付金や協力金等を一方的に要求するものです。

このため、えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっており、これまでに行われてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

同和問題の解決のためには、このようなえせ同和行為の横行を断固排除する必要があり、その手口や内容などを知った上で、き然とした態度で対処することが重要です。

## 「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成22年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。(調査対象期間:平成21年1月~12月、回答事業所数1,215事業所 回答率:40.5%)

(1)「同和問題を口実に不当、不法な要求を受けたことがある」と回答した事業所数等

- 事業所数 165事業所(被害率13.6%)
- 要求件数 291件(1事業所平均1.8件)

(2)要求の種類

- ①図書等物品購入の強要 76.3%
- ②寄付金・賛助金・協力金の強要 16.8%
- ③機関誌等への広告掲載等要求 2.7%

(3)要求の手口

- ①執拗に電話をかけてくる 30.1%
- ②同和問題を知っているかと脅す 26.5%
- ③大声で威嚇する 13.6%

(4)要求の口実

- ①同和問題の知識(認識・研修)不足 33.2%
- ②単なる言いがかり、無理難題 26.4%
- ③口実は特になかった 15.5%

(5)要求に応じた事業所数等

- 事業所数 8事業所(応諾率4.8%)
- 応諾件数 13件(1事業所平均1.6件)

(6)要求に応じなかったときの相手の反応

- ①引き下がった 71.5%
- ②要求等の内容や態様を変えてきた 12.1%
- ③迷惑電話などのいやがらせ行為を続けた 4.8%

※相手からの不当な要求に対しては、き然とした態度で断ることが大切です。

「き然として断り続けたら、相手が引き下がり、その後は何もしてこなかった」という意見が多く寄せられています。

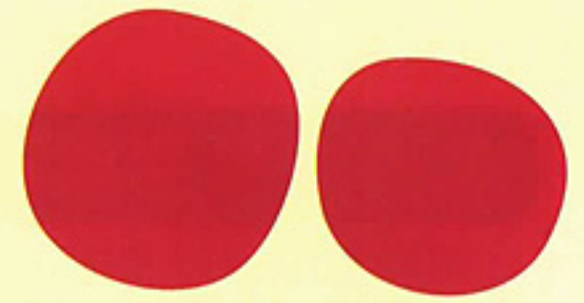
### ■様々な人権問題に関心を持ちましょう

県のアンケート調査では、定期的には人権問題の職場研修を実施している事業所は、「えせ同和行為」にき然として対処し、被害を受けていません。

えせ同和行為を排除するためにも、同和問題をはじめとした各種の人権問題に日頃から関心を持ち、理解を深めましょう。

※県では、えせ同和行為の対応マニュアル(対応に当たっての心得等)を配付しています。  
必要な方は、県庁人権同和对策課(電話(0985)26-7067)までご連絡ください。  
また、県庁ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/dowa/ese>



Miyazaki Prefecture  
Gender Equality Center

# hito. hito. hito. hito e smile.

ひと へ スマイル。

だれもがお互いを思いやることのできる社会。

だれもが性別にかかわらず

個性と能力を十分に発揮することのできる社会。

そんな男女共同参画社会づくりを進める宮崎県の拠点です。

あなたに笑顔の種を届けたい…宮崎県男女共同参画センター



啓発

情報  
提供

主な事業案内

相談

交流

## ・男女共同参画について学びたいあなたへ

講座や講演会を開催しています。また、講師や職員を市町村や地域、学校などへ派遣します。

※出前講座や講師・職員の派遣については、電話でお問い合わせください。

- ◎ 主催講座（年間28回）
- ◎ 出前講座（年間5回）
- ◎ 講師・職員の派遣（年間55回）

## ・男女共同参画に関する情報がほしいあなたへ

広報誌やホームページなどでの情報発信、図書やビデオ・DVD、新聞切抜きなどの資料の閲覧・貸出を行います。

- ◎ 広報誌『プリリアント』の発行（年間3回）
- ◎ HPや携帯サイトでの情報提供
- ◎ 図書やビデオ・DVDなどの貸出

## ・家庭や職場、学校などでの悩みを相談したいあなたへ

何となく生きづらい、どこに相談していいかわからない。あなたが抱える不安をセンターの女性相談員と一緒に考えます。

専用電話

0985-60-1822

秘密厳守、相談は無料です。

総合相談 ※センターの女性相談員がお受けします。

【電話相談】 月～土曜日（祝日・年末年始を除きます）  
9:30～20:00 [受付時間]

予約

【面接相談】 電話相談のあと、ご希望や必要に応じて  
面接相談をお受けします。

予約

専門相談 ※面接のみです。

【法律相談】 第3火曜日 午後  
【こころと生き方相談】 第4火曜日 午後

## ・男女共同参画社会づくりに関する活動をしたいあなたへ

自主的な学習会やグループの交流の場として、研修室や交流室をご利用いただけます。さらに、グループに登録されると、印刷機も無料で使用できます（但し、用紙は各自で準備してください）。

1F

- ・コミュニティスペース
- ・ライブラリー
- ・情報検索コーナー
- ・事務スペース ほか



男女共同参画社会づくりに関する図書やビデオなどを揃え、貸出を行っています。そして、情報検索コーナーでは、インターネットをご利用いただけます。グループでの活動や交流はもちろん、どなたでもご利用ください。

3F

- ・研修室 研修室と交流室は、無料で提供していますが、必ずご予約ください。予約受付は、利用日の2ヶ月前からです。
- ・交流室

【開館時間】  
月～土曜日 9:30～21:00

【休館日】  
日曜日・祝日・年末年始

【アクセス】  
◎JR宮崎駅下車徒歩15分程度  
◎宮崎交通県庁前バス停下車  
徒歩1分程度  
◎宮崎交通橋通2丁目バス停下車  
徒歩5分程度

【駐車場】  
県庁外来者 第1・2駐車場  
※センターには、思いやり駐車スペース（2台分）  
があります。



〒880-0804 宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館

Tel 0985-32-7591 Fax 0985-60-1833 E-mail mdanjo@estate.ocn.ne.jp

HP <http://www.mdanjo.or.jp/>

携帯サイト <http://www.mdanjo.or.jp/mini/>

指定管理者 特定非営利活動法人 みやざき男女共同参画推進機構



※携帯電話で上のQRコードを読み込むと携帯サイトへアクセスできます。

## 平成21年度人権啓発ネットワーク推進事業

宮崎県では、「人権啓発ネットワーク推進事業」の企画事業を募集しました。

この事業は、民間団体や県民の皆さんが主役となり、人権啓発活動や人権啓発に関するネットワークの形成などに主体的・自主的に取り組んでいただくものです。

今年度は、7件の応募があり、厳正な審査の結果、5件を宮崎県から実施を委託する企画事業として選定しました。

実施していただいた企画事業を紹介します。

### ◇実施した団体名

特定非営利活動法人こども遊センター

### ◇実施した企画事業

#### ○名称

支え合い、育ちあう子育てママのネットワークづくり

#### ○期間・場所

11月～12月(週1回) 日向商工会館1階 市民交流室

#### ○おもな内容

親教育プログラム「ノーバディズ・パーフェクト」(全6回講座)の開催

母親自らが日常の大変さを解決していく力を身につけるための講座を開催することで、参加者同士がお互いの悩みや話したいことを出し合って、「母親」「こころ」「しつけ」「安全」などについて学びながら、信頼できる仲間づくりを行いました。

#### (講座の内容)

第1回「ようこそノーバディズ・パーフェクトへ」

第2回「こどもの気持ちを考える」

第3回「夫の育児協力について」

第4回「ストレス解消と食事について」

第5回「子どものしつけについて」

第6回「まとめ～こころのケアについて」

#### ○参加者数 延べ89名



### ◇実施した団体名

みやざき非行とむきあう親たちの会 にじのわ

### ◇実施した企画事業

#### ○名称

みやざき非行とむきあう親たちの会

にじのわ 発足一周年記念大会

#### ○期日・場所

平成21年11月29日(日) 宮崎市民プラザ 大会議室

#### ○おもな内容

第一部：講演「ひとりで悩まないで」

講師 春野すみれ氏

(東京あめあがりの会事務局長、NPO法人非行克服支援センター副理事長)

第二部：意見交換会

講師を交えて、参加者が非行とむきあってきた悩みや苦しみの体験など、普段、話せない、いいにくい話を話したり、聞いたりする場を設けました。

#### ○参加者数 33名



◇実施した団体名

m20

◇実施した企画事業

○名称

詩（金子みすゞ）の朗読と人権映画  
「ヘレンケラーを知っていますか」の集い

○期日・場所

平成21年10月18日(日) 宮崎市民文化ホール イベントホール

○おもな内容

- ・金子みすゞの詩の朗読  
朗読：見原理恵氏（NHK宮崎放送局キャスター）  
伴奏：愛川義男氏（ギタリスト）
- ・映画「ヘレンケラーを知っていますか」の上映

○参加者数 164名



◇実施した団体名

特定非営利活動法人チャイルドラインみやざき

◇実施した企画事業

○名称

「電話から見える子どもたち」

○期間

11月～1月

○おもな内容

各地域の小中学校の家庭教育学級を対象に、チャイルドラインみやざきの開設から8年間に子どもたちから受けてきた電話の内容を集計分析し、



そこから見える子どもたちの現状を伝え、子どもについて共に考える学習会を開催しました。

(開催場所)

都城市立四家小学校  
野尻町立紙屋小学校・紙屋中学校合同  
都城市立南小学校「みなみあおぎり学級」  
都農町立都農小学校、門川町立西門川小学校  
串間市立笠祇小学校

○参加者数 76名



◇実施した団体名

みやざき女男ネットワーク

◇実施した企画事業

○名称

メディア・リテラシーの  
観点から人権を考えるフォーラム

○期日・場所

平成22年1月18日(月)  
宮崎市民文化ホール イベントホール

○おもな内容

講演「インターネットと子どもの人権を考える」  
講師：渡辺真由子氏  
(慶応大学メディア・コミュニケーション研究所  
非常勤講師、メディアジャーナリスト、メディア・リテラシー教育専門家)

親や子どもに携わるおとなたちが、ネットでいじめが起こる原因やネットの特徴を子どもたちに話せるようになるための講演会を開催しました。また、講演の前には、スタッフ向け基礎講座として、ネット・リテラシーの基になるメディア・リテラシー学習会を開催しました。

○参加者数 120名(学習会の参加者18名)



# 企業と人権

たとえば、あなたの会社の理念や社是などに、「お客様を大切にする」あるいは「地域社会に貢献する企業を目指す」といった言葉は入っていませんか。または「明るい職場づくり」などが掲げられているのでしょうか。このような理念・社是は、お客様や従業員一人ひとりを大切に、地域と共によりよい社会を創っていかうとする姿勢のあらわれでしょう。

企業がさまざまな場面で人や地域に配慮し貢献する姿勢を持つことは、社会からも求められています。この配慮が欠けた状態で企業活動を続けていくと、企業内部、あるいは外部との間に不調和が生じ、極端な場合は公害などの社会問題まで引き起こすことがあります。

今回は、企業活動の中で見過ごされがちな幾つかの点を考えてみましょう。

## 1.性別にとらわれてはいませんか？

- 日本における女性の雇用者数は、およそ2277万人、総雇用者数5472万人の約41.6%です（総務省「労働力調査」平成18年平均）。このように、男性と女性がともに働く社会となっているにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っているのではないのでしょうか。このような意識から、企業内でも差別や偏見が生まれてくる可能性があります。

2007年（平成19年）4月に施行された改正「男女雇用機会均等法」では、事業主に対して、男女を問わずセクハラ防止への措置を義務づけています。セクハラは、働く女性の職業能力の発揮を妨げ、職場環境を悪化させるなど、企業の生産性や社会的評価にも影響する重大な問題です。

## 2.障がいのある人も一緒に働ける職場に

- 2006年（平成18年）12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されるなど、建物や公共交通機関のバリアフリー化が進んでいますが、いまだに障がいのある人に対するこころのバリアが存在するといわれています。

企業と障がいのある人とのかわり代で重要なもののひとつが、障がいのある人の雇用です。「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、一定規模以上の企業に、従業員数の1.8%の障がい者の雇用を義務づけています。しかしこの雇用率は、なかなか達成できていません。

障がいのある人もない人も一緒に働ける職場をつくることは、あらゆる人々が共生する社会のために企業が果たすべき社会的責任のひとつではないのでしょうか。

## 3.国民的課題の「同和問題」

- 人は生まれる場所を自分の意思で選択できません。しかし、日本には、ある場所に生まれたことなどを理由に差別されるという人権問題（同和問題、部落差別問題）があります。

1975年（昭和50年）頃には、全国の被差別部落（同和地区）の地名・人口などを記載した図書等が販売され、相当数の企業に購入されるといういわゆる「部落地名総鑑事件」が起こりました。このような図書等が企業での採用に利用されれば、本人の能力や適性に関係なく、その出身だけで採否が決められてしまうという、重大な人権侵害となります。



また、同和問題に関連して、「えせ同和行為」が企業等を対象に行われることがあります。これは、あたかも「同和問題の解決」に努力しているように装って、不当に寄付を募ったり、高額な書籍などを強引に売りつけたりする行為です。このような行為への対応にあたっては、不当な要求は断固拒否し、行政の担当機関や警察等とも相談して「えせ同和行為」の排除に協力しましょう。

#### 4.外国人など

○ あなたの同僚や部下、上司などに外国人がいませんか。たとえ今はいなくとも、今後、共に働くパートナーとなることもあるでしょう。現在日本に暮らす外国人は、出身国や文化もさまざまですが、いろいろな仕事に就き、幅広く活躍しています。国籍などだけで判断するのではなく、共に社会の一員として暮らしていこうという姿勢が求められます。

また、HIV感染者、性的少数者、犯罪被害者など、その家族を含め、社会や職場からの誤解や偏見で苦しんでいる人々がいるという問題があります。病気になったり事故や犯罪に巻きこまれて、幸せに生きることが困難になる可能性は、すべての人にあります。自分には関係ないとして、さまざまな人権問題に悩む人々に対して無理解・無関心のままだけでいるのではなく、正しい理解と配慮、そして共に生きる姿勢を身につけたいものです。

※ 同僚や取引先、お客様や地域の人々など、企業には本当にさまざまな人々が関わっています。企業は、多様な人々によって支えられているといってもよいでしょう。

会社の中でも外でも、いろいろな場面で、多様な人々と共生するために、身近な人権について、もう一度考えることから始めてみませんか。

「宮崎県人権啓発センター」では、企業や団体などさまざまな職場で人権について考えていただく「人権研修」への支援（講師派遣やビデオ等視聴覚教材の貸出、資料教材の提供など）を行っています。どうぞ御利用ください。

## 研修用ビデオ貸出ベスト5

人権啓発センターライブラリーの中から、平成21年4月から12月の間で、研修用として貸出の多かった作品を紹介します。

企業・一般の方に貸出が多い作品

順位	作品のタイトル
1	もう一度あの浜辺へ
2	高齢者虐待～尊厳を奪わない為に
3	働きやすい職場をめざして
4	親愛なる、あなたへ
5	夢のつづき



学校関係に貸出が多い作品

順位	作品のタイトル
1	人権に向きあうための6つの素材
2	いじめのサインを見のがすな
3	いじめの告白
4	ケータイ・パソコンその使い方大丈夫？
5	人権入門

人権啓発センターでは、上記の他にも、さまざまな人権啓発研修用ビデオを無料で貸し出しています。（送料は、利用者に負担していただきます。）

(県民人権講座)

# わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」を開いています。

平成21年11月19日(木)  
野尻小学校家庭教育学級の皆様



平成21年11月19日(木)  
椎葉村社会教育委員の皆様



平成21年12月10日(木)  
西岳小・中学校家庭教育学級の皆様



平成22年1月15日(金)  
木城町地区婦人学級岩淵才二ハス学級の皆様



※「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL.0985-32-4469まで、お尋ねください。



# TO YOUR HEART



## 「祖母と私の咳」

私は、季節に関係なく、よく咳が出ます。

高校生くらいの頃から、真冬から春先にかけての寒い時期に咳が出るようになったのですが、しばらくすると、春には止まっていた咳が、夏になる頃まで続くようになり、就職する頃には、一年中、咳が出るようになっていました。

私としては、特に体調が悪いということもなかったのですが、気にすることもありませんでした。

そんな私を見て、ひどく心配していた人がいました。祖母です。

私の祖母は、祖父が早くに亡くなったので、ひとりで小さな雑貨店を営んでいました。

その頃、私もひとり暮らししていたので、休みの日に外出した時には、休憩のついでに、祖母の自宅兼雑貨店によく顔を出していました。

いつも、店においてあるイスに腰掛けて、何か飲みながら30分程度休憩するだけで、祖母と何か特別な話をするということがありませんでした。

ある日、私がいつものようにイスに座っていると、

「〇〇（私の名）、風邪ひいちょるとか？ さっきから咳ばかりしよるが。」と、祖母が尋ねます。

「別に。」と、答えると、

「風邪じゃねえければ、余計にいかんが。若い者の空咳は悪いとぞ。」とさらに言います。

「別に悪いところはないし、そんげ心配せんでもいいが。」と、私は返事しました。

その後も祖母とは、会うたびにいつも同じやりとりを繰り返していました。

しばらくして、私が実家に帰ると、今度は

母が言います。

「ばあちゃんが、『〇〇は、咳ばかりしよるけど、どっか悪いぢやないとか。』て、言いよったよ。」と。

祖母は、私の両親に、私に対して言う以上に、私の咳の心配を伝えていたようです。さらに、「咳にはこれが良いかい、飲むぞつ言いよったよ。」と、母が冷蔵庫から大根おろしの蜂蜜漬けを持ってきました。祖母が作って母に持たせたとのことでした。

私は、祖母のあまりの心配に少々呆れつつも、祖母の深い思いに感謝しました。

それから、祖母は私の咳の心配を口癖のように言っていたそうです。

その祖母が亡くなってから、もう15年程になります。

今でも時々、私が咳をしていると、母や叔母たちが思い出したようにこう言います。

「あんたのばあちゃんは、『〇〇は、咳ばかりしよる。どっか悪いぢやないとか？』て、いつも言いよったがねえ。よっぽど、心配やったぢやが。」

私は、それに対して、今でもこう答えます。「別に悪いところはないし、そんげ心配せんでもいいが。」

祖母が近くにいてくれているようです。



## 宮崎県人権啓発センターのご案内

- ① **研修会の実施**  
・人権啓発指導者研修 ・地域人権セミナー  
・企業人権セミナーなど
- ② **研修会への講師の紹介及び派遣**  
・企業や民間団体等の研修会へ職員の出遣、外部講師の紹介
- ③ **人権に関する作品募集**  
・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集
- ④ **人権啓発情報誌及び資料の作成**  
・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成
- ⑤ **マスメディアによる啓発**  
・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報
- ⑥ **夏休みふれあい映画祭の開催**  
・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催
- ⑦ **ホームページでの情報提供**  
・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
- ⑧ **人権啓発ビデオ等の貸し出し**  
・ビデオテープや図書、機材等を無料で貸し出し
- ⑨ **人権に関する相談**  
・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます **人権相談専用電話 (0985)26-0238**
- ⑩ **県民人権講座(わたしたちの人権講座)**  
・研修視察等、随時、団体受付を行っています。
- ⑪ **団体情報登録制度**  
・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。  
**団体情報登録のメリット**  
・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用  
・ホームページなどでの活動紹介  
・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配布など、情報の随時提供  
・交流会の開催など、団体相互の交流の支援  
**登録の方法**  
・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

## ■図書・ビデオ等の貸出について

貸し出しの際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。  
登録の手続きについては、センターにお尋ね下さい。

### ◆貸出冊数及び貸出期間

- |       |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| ① 図書  | 貸出冊数: 3冊以内  | 貸出期間: 14日以内 |
| ② ビデオ | 貸出本数: 3本以内  | 貸出期間: 14日以内 |
| ③ 機材  | 貸出期間: 14日以内 |             |

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

### ◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申し込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



## 編集後記

寒い冬もようやく終わり、暖かな春が来ました。皆様、いかがお過ごしでしょうか？

我が家の近辺は、普通の住宅地なのですが、車の通りが少なく、ご近所さんの庭に樹木が多いこともあり、たくさんの小鳥を見かけます。

最近では、通勤途中に椿の花をつつくメジロを時々見かけます。見かけるたびに携帯電話のカメラを構えて、近寄ろうとするのですが、いつも逃げられてしまいます。(逃げないのは、カラスか鳩くらいのものかな?)

メジロ以外にも、スズメなど数種類の小鳥が、かわいい姿を見せてくれています。

私の朝の楽しみの一つです。

(宮)



### 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権同和対策課内)  
TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>